

中小企業いばらき

4

2016 April
No.690



Photo:春のフードビジネスフェアいばらき2016



【ビジネス大百科】

平成28年度税制改正・ 軽減税率制度の概要

茨城県中小企業団体中央会

<http://www.ibarakiken.or.jp/> (いばらきビジネス大百科) 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 TEL.029-224-8030

CONTENTS

- ひたち野 1
- ビジネス大百科 2
- ニュースフラッシュ 8
- インフォメーション 11
- 理事長インタビュー 15
- 日本列島組合最前線 16
- 業況レポート 18
- 中央会だより 20

平成28年度税制改正・軽減税率制度の概要

平成28年度税制改正大綱における中小企業・小規模事業者に関する税制改正の概要が公表されました。その改正点と平成29年4月から導入される軽減税率制度のポイントを合わせてご紹介します。

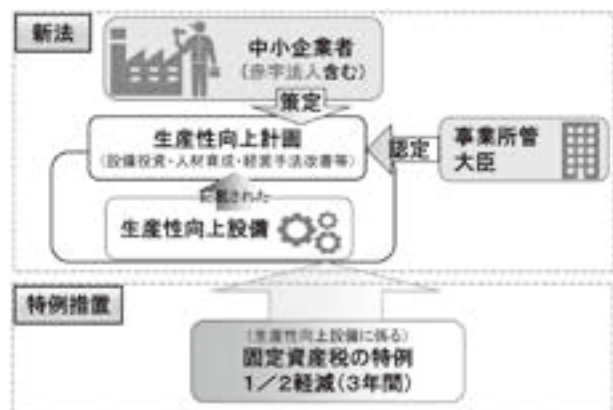
○新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例の創設

■概要

中小企業が取得する**新規の機械装置は固定資産税を3年間、1/2に軽減する措置**を創設。

史上初の固定資産税での設備投資減税。赤字中小企業にも大きな効果がある。

図1 本税制イメージ



■適用期間

中小企業等経営強化法※1施行から3年間、平成30年度末までの投資（施行日以降に取得した資産が対象）

※1 中小企業等経営強化法とは、中小企業・小規模事業者等の経営強化を図るため、事業所管大臣が事業分野ごとに経営力向上のための取組等について指針を策定するとともに、当該取組を支援するための措置等を講じるもの。平成28年3月4日に閣議決定し、今国会に提出される（平成28年3月31日現在）。

■対象者

中小企業者（大企業の子会社を除く）

(1)資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人

(2)資本もしくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
(3)常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

■対象資産

(1)同法施行日から平成31年3月31日までに新たに取得した機械・装置
(2)同法に基づき中小企業者が作成する「経営力向上計画」※2に記載された経営力向上設備※3

※2 経営力向上計画とは、中小企業・小規模事業者が経営力を向上させるための事業計画で、事業所管大臣から認定を受けるもの。

※3 経営力向上設備とは、以下の①及び②等を満たすもの。

①旧モデルと比べて年平均1%以上生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）を向上させるもの

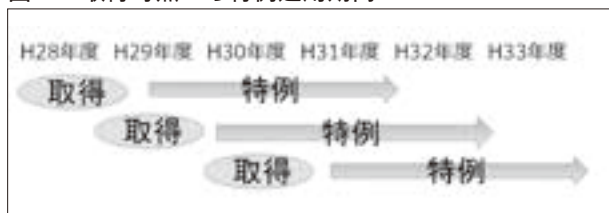
②取得する年度から10年以内に販売が開始されたもの（新品）

③取得価格が単品160万円以上のもの 等

■特例内容

固定資産税（税率1.4%）の課税標準額を3年間1/2に軽減。

図2 取得時点から特例適用期間



平成28年に取得した設備は、平成29年1月1日時点に所有する資産として申告され、平成29～31年度の3年間固定資産税を軽減する。

○法人実効税率の引下げ

■概要

平成28年度に**29.97%**、平成30年度に**29.74%**まで税率を引き下げることが決定。

図3 今後の法人税率等の推移

	現行	平成28年度	平成30年度
国の法人税率	23.9%	23.4%	23.2%
①(準)大法人の法人税率(所得割) ※ 20年度までは、地方法人税率を定む ※ 20年度以降は、地方税率を定む	6.0%	5.6%	5.6%
②(準)国・地方の法人税率(所得割) <標準税率ベース>	32.11%	29.97% (▲2.14%)	29.74% (▲2.37%)

①重要課税ベースであれば、現行の法人税率税率は33.00%。

○中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例の延長

■概要

マイナンバーや消費税複数税率対応で事務負担増が集中する中小企業を支援するため、中小企業者が**30万円未満の減価償却資産**を取得した場合、当該減価償却資産の合計額が合計300万円を限度に**全額損金算入（即時償却）**することを認める措置。

適用対象者から従業員1,000人超の法人を除外し、適用期限を2年延長（平成29年度末まで）。

図4 本税制措置

	取得価額	償却方法	合計300万円まで
中小企業者等	30万円未満	全額損金算入（即時償却）	
全ての企業	30万円未満	3年間で均等償却（※） （※：所有権なし）	
	10万円未満	全額損金算入（即時償却）	

○中小法人の交際費課税の特例の延長

■概要

法人が支出した交際費は、租税特別措置法により原則として損金不算入とされているが、中小法人については、**特例として定額控除限度額（800万円）までの損金算入**を認める措置。

本措置の適用期限を2年延長（平成29年度末まで）。

図5 本税制イメージ



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費、その他の費用。得意先、仕入先その他事業に関係のある者に対する接待、供应、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

【参考】

平成26年度税制改正で創設された、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入すること

ができる措置（大法人も適用可能）についても、適用期限を2年延長（平成29年度末まで）。

中小法人については、**定額控除限度額（800万円）**までの損金算入との選択適用が可能。

○減価償却方法の見直し

■概要

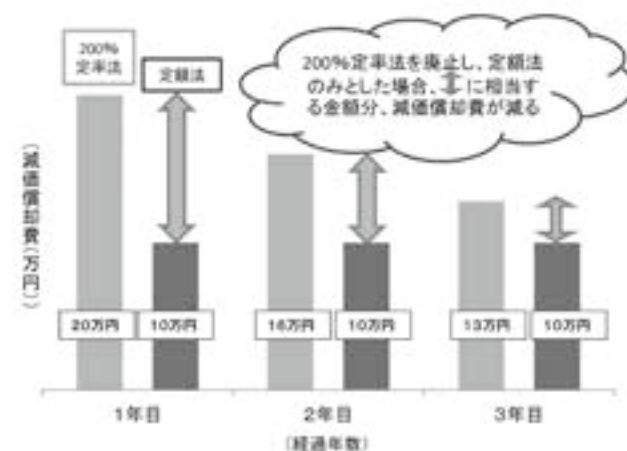
減価償却制度とは、建物や機械装置等の減価償却資産の取得に要した金額を、一定の減価償却方法（定額法・定率法）により、各年度に費用配分する制度。

投資拡大に悪影響の少ない**建物付属設備・構築物に限定し**、減価償却方法を**定額法**に一本化。

図6 減価償却方法一覧

	改正前	改正後
建物	定額法	定額法
建物附属設備	定額法・定率法	定額法
構築物	定額法・定率法	定額法
機械及び装置	定額法・定率法	定額法・定率法
船舶	定額法・定率法	定額法・定率法
航空機	定額法・定率法	定額法・定率法
車両及び運搬具	定額法・定率法	定額法・定率法
工具、器具及び備品	定額法・定率法	定額法・定率法

図7 増収イメージ



○生産性向上を促す設備投資促進税制の縮減・廃止

■概要

設備投資減税は、当初の期限通り、平成28年度に支援措置を縮減し、平成28年度末に廃止することを決定。

縮減・廃止期限を明確化することで、期限内の設備投資を強力に後押し。

■対象設備

(1)先端設備

旧モデルと比べて年平均1%以上生産性を向上させる最新モデル

(2)生産ラインやオペレーションの刷新・改善

事業者が通常作成する設備投資計画上の投資収益率が15%以上（中小企業は5%以上）

図8 本税制措置

	H25 年度中 (注)	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
特別償却	即時	即時	即時	50% 特価	廃止
(うち建物、構築物)	即時	即時	即時	25% 特価	
税額控除	5%	5%	5%	4%	
(うち建物、構築物)	3%	3%	3%	2%	

○地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

■概要

(1)免税対象金額引下げによる地方の消費拡大

免税の対象となる、一般物品の最低購入金額を「10,000円超」から「5,000円以上」に引き下げる。（これに合わせ、消耗品の最低購入金額を「5,000円超」から「5,000円以上」に引き下げる。）

(2)海外直送の手続の簡素化

免税購入物品を免税店から直接海外の自宅や空港等へ直送する場合の手続の簡素化を行う。

(3)免税手続カウンター制度の利便性向上

商店街区内に所在するショッピングセンターの店舗が、商店街の組合員でなくとも、免税手続カウンターを活用し購入金額を合算することを可能とする。

(4)購入者誓約書の電磁的記録による保管

免税店販売時に免税店が保管する購入者誓約書について、電磁的記録により保管することを可能とする。

○欠損金の繰戻しによる還付制度の延長

■概要

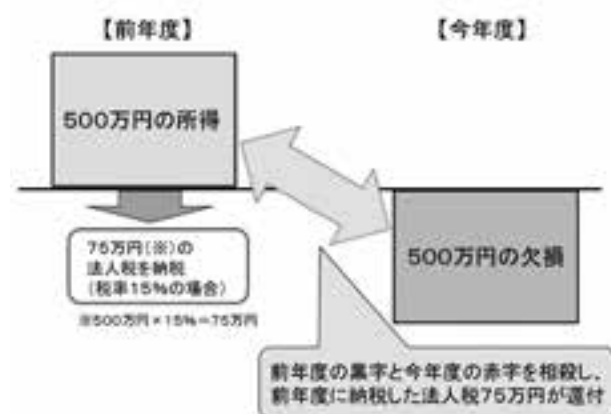
欠損金が生じた場合、前年度に支払った法人税の繰戻還付を受けることができる措置。

適用期限を2年間延長（平成29年度末まで）。

■還付請求できる法人税額の計算式

還付請求できる法人税の額（前期の取得金額が限度）
 $\text{還付請求できる法人税の額} = \text{前期の法人税額} \times \text{当期の欠損金額} \div \text{前期の取得金額}$

図9 本税制イメージ



○消費税軽減税率（案）への対応

■概要

消費税率引上げ（10%）に伴う低所得者対策として、平成29年4月に軽減税率制度が導入される。軽減税率導入のポイントは①対象品目、②仕入れ税額控除方式の変更の2点。

■対象品目

軽減税率の対象になるのは、**飲食物品**（酒税法に規定する酒類及び外食等※⁴を除く）と**新聞**（定期購読契約が締結された週2回以上発行されるもの）の2つ。

※4 外食等とは、顧客に飲食させようと考えている飲食設備のある場所において、顧客に飲食させるサービスは「外食」と定義される。また、顧客が指定した場所で、顧客に飲食させるサービス（「ケータリング・出張料理等」）も外食に含まれる。ただし、有料老人ホーム等での食事の提供は、「ケータリング・出張料理等」から除外する。その他詳細の整理については政府内において検討中。

表1 外食に当たるもの、当たらないもの

「外食」に当たる
牛丼屋・ハンバーガー店での「店内飲食」、そば屋・ピザ屋・寿司屋での「店内飲食」、フードコートでの飲食、コンビニのイートインコーナーでの飲食を前提に提供される飲食料品（例えば、トレイに載せて座席まで運ばれ、返却の必要がある食器に盛られた食品）、ケータリング・出張料理等
「外食」に当たらない
牛丼屋・ハンバーガー店でのテイクアウト、そば屋の出前、ピザの宅配、寿司屋のお土産、屋台での軽食、コンビニの弁当・惣菜、有料老人ホーム等での食事の提供

■仕入税額控除方式の変更

現行の「請求書等保存方式」が、平成29年4月から「区分記載請求書等保存方式」、平成33年4月から「適格請求書等保存方式」に変更される。

現行制度の請求書記載事項は、①請求書発行者の氏名又は名称、②取引年月日、③取引の内容、④対価の額、⑤請求書受領者の氏名又は名称の5つ。平成29年4月から上記①～⑤に加え、⑥軽減税率の対象品目である旨、⑦税率ごとに合計した対価の額の記載が追加となり、平成33年4月からは上記①～⑦に加え、⑧登録番号、⑨消費税額の記載が追加となる。

●区分記載請求書等保存方式（平成29年4月～）

現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。

参考 区分記載請求書記載例

請求書	
〇〇御中	
11月分	87,200円（税込）
11/1 牛肉2kg※	5,400円
11/8 割りばし4箱	5,500円
⋮	
合 計	87,200円
	（10%対象 44,000円）
	（8%対象 43,200円）
注）※印は軽減税率（8%）適用商品	
△△株式会社	

売り手が発行した請求書に、①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額の記載がない場合

は、買い手が事実に基づき追記することで仕入税額控除の要件を満たすものとする。

支払単価が3万円未満の場合や自動販売機から購入する場合、入場券など証拠書類が回収される場合、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合など、請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入れ税額控除が可能。

現行どおり、せり売りや無条件委託販売・共同計算方式による媒介・取次により販売される場合は、媒介・取次業者が作成した請求書等の保存により仕入税額控除が可能。

●経過措置

経過措置として、①売上税額の計算の特例、②仕入税額の計算の特例の2つが設けられる。

①売上税額の計算の特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者が、売上げの一定割合（軽減税率売上割合）を、軽減税率対象品目の売上として税額を計算する特例。

課税売上高が5,000万円以下の中小企業者については軽減税率の導入から**4年間、以下(1)～(3)の特例を選択**できる。

表2 売上税額の計算の特例

(1) 仕入を管理できる卸売業者、小売事業者	軽減税率売上割合＝ $\frac{\text{軽減税率対象品目の仕入額}}{\text{仕入総額}}$
(2) (1)以外の事業者	軽減税率売上割合＝ $\frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額}}$
(3) (1)・(2)の計算が困難な事業者	軽減税率売上割合＝ $\frac{50}{100}$

②仕入税額の計算の特例

仕入を税率ごとに区分することが困難な事業者が、仕入の一定割合（軽減税率仕入割合）を、軽減税率対象品目の仕入として税額を計算する特例。軽減税率導入から**1年間、下記(1)、(2)の特例を選択**できる。

表3 仕入れ税額の計算の特例

(1) 売上を管理できる卸売業者、小売事業者	$\text{軽減税率売上割合} = \frac{\text{軽減税率対象品目の仕入額}}{\text{仕入総額}}$
(2) (1)の計算が困難な事業者	課税売上高が5,000万円以下の中小事業者について、事後選択により、簡易課税制度の適用を受けることができる。

● 適格請求書等保存方式（平成33年4月～）

平成33年4月1日から導入予定で、請求書に**交付義務、保存義務、罰則等**がある。また、課税事業者のみ交付が可能となる。

免税事業者からの課税仕入れについては、適格請求書等保存方式の導入後3年間は、仕入税額相当額の80%、その後の3年間は同50%の控除ができる。

参考 適格請求書記載例

請求書			
〇〇御中			
11月分 80,000円（本体）			
		消費税	7,200円
11/1	牛肉2kg※	5,000円	
11/8	割りばし4箱	5,000円	
	⋮		
合 計	80,000円	消費税7,200円	
		（10%対象40,000円 消費税4,000円）	
		（8%対象40,000円 消費税3,200円）	
△△(株)	登録番号×××-×××		
注）※印は軽減税率（8%）適用商品			

■ 適格請求書等保存方式の要点

○ 現行制度との接続

1. 税額計算は、消費税額を積み上げて計算する方式と、税込み価格を税率で割り戻して計算する現行方式のいずれかの方法による。
2. 経過措置として、免税事業者からの仕入れについて、本制度導入から3年間は80%、その後3年間は50%の控除を可能とする。
3. 現行制度と同様、小売事業者等について、販売先の氏名・名称の記載を不要とする。
4. せり売りの場合の特例（取次事業者発行の請求書による代替）等現行の取扱いを存続。

○ 現行制度からの変更点

1. 税額計算は「適格請求書」の記載どおりに行う仕組みとする。
2. 売り手に「適格請求書」の発行を義務化。
3. 偽りの請求書を発行した場合に罰則を適用。
4. 課税事業者登録制度を創設（課税事業者のみが「適格請求書」を発行できる仕組み）
5. 「適格請求書」に消費税額と登録番号の記載を義務化

今回の特集において使用した図、表は、中小企業庁「平成28年度税制改正について」及び「消費税軽減税率（案）への対応について」から引用したものである。

中小企業者様の財産を様々なリスクから守るために作られた共済組合



茨城県火災共済協同組合

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館8階 029-224-0610